

津田校区コミュニティ協議会会則

(名称)

第1条 本会は、津田校区コミュニティ協議会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、枚方市津田元町3丁目1番20号 津田会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、津田校区における各団体の自主的な活動を促進し、相互に緊密な連絡調整につとめるとともに、校区の地域の自治の発展と福祉の増進を目指すことを目的とする。

(組織及び委員)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、校区内の自治会をはじめ、校区内の団体及び委員をもって組織する。

- (1) 津田区、大峰区、津田第二住宅自治会、野村中・北町自治会、宮山町会、香綾園住宅自治会
- (2) 校区福祉委員会、津田ふれあい地域教育協議会、小・中学校長、小・中PTA、民生委員児童委員協議会、青少年育成指導員会、保護司、更生保護女性会、老人会、スポーツ推進委員津田校区ボランティア会、枚方市消防団津田分団、明るい選挙推進協議会、防犯協議会、交通対策協議会、津田いきいき広場、赤十字奉仕団、子ども会、元気づくり地域づくり会

(活動)

第5条 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 防災・防犯に関すること。
- (2) 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
- (3) 文化・学習活動に関すること。
- (4) スポーツ・レクリエーション活動に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 会報等の発行に関すること。
- (7) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (8) 枚方市コミュニティ連絡協議会に関すること。
- (9) 行政等関係機関との連絡協調に関すること。
- (10) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(幹事会)

第6条 幹事会は、本会を組織する団体の代表をもって、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の基本的な活動の計画
- (2) 会則の変更
- (3) 役員を選任
- (4) 決算及び事業報告
- (5) 予算及び事業計画
- (6) その他議決が必要であると認める事項

- 2 幹事会、原則として年2回（総会、新年会）、その他必要に応じ会長が招集する。また、組織団体の数の2/3以上から請求があれば、会長は臨時幹事会を招集しなければならない。
尚、止むを得ない事態（災害や緊急事態宣言の発令など）により招集できない場合、役員会をもって決議案を成立させることができる。
- 3 幹事会及び臨時幹事会は、その2分の1以上の出席をもって成立する。

（役員の種類）

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- | | | |
|-----|---------|-----|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 |
| (3) | 書 記 | 若干名 |
| (4) | 会 計 | 2名 |
| (5) | 会 計 監 査 | 2名 |

（役員を選出及び任期）

- 第8条 会長は、幹事の互選または推薦により選出する。その他の役員は会長が委嘱し、任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の継続再任は3期6年を限度とする。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第9条 役員の仕事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は本会を代表し、全ての事業を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する仕事を扱う。
- (4) 会計は、本会の会計仕事を扱う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、幹事会で会計監査を行う。

（会 計）

第10条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

- 第11条 本会則は、平成13年7月15日より施行する。
- 〃 平成20年5月24日より施行する。
 - 〃 平成21年5月23日より施行する。
 - 〃 平成22年5月22日より施行する。
 - 〃 平成23年5月21日より施行する。
 - 〃 平成24年5月19日より施行する。
 - 〃 平成25年5月19日より施行する。
 - 〃 令和2年4月1日より施行する。
 - 〃 令和3年6月4日より施行する。